

湧別町子ども読書活動推進計画

令和5年度～令和10年度《第2次》

#いつも一緒に笑顔と本と

湧別町教育委員会

目次

第1章 計画策定の背景	2
1 計画の策定、趣旨	
2 計画の対象	
3 計画の期間	
第2章 子どもの読書活動の推進のための方策	
1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進	3
2 認定こども園・児童センター等における子どもの読書活動の推進	5
3 学校における子どもの読書活動の推進.....	7
4 図書館における子どもの読書活動の推進.....	9
資料	
関係施設一覧	11
委員名簿.....	12
就学前児童読書推進プログラムフローチャート.....	13
湧別町子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱.....	14
子どもの読書活動の推進に関する法律	15

第1章 計画策定の背景

1 計画の策定、趣旨

平成13年、国は「子どもの読書活動の推進に関する法律^{【注】}」を制定しました。その第2条で「子ども（おおむね18歳以下）の読書活動は、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動ができるよう、積極的にそのための環境整備が推進されなければならない」と基本理念を述べています。北海道では平成15年「北海道子どもの読書活動推進計画」が、平成20年には「北の読書プラン」を策定し、子どもの読書活動の環境整備を図っています。その後、国と道では第2次計画、第3次計画を経て、平成30年には第4次計画が策定されました。

本町においては、平成30年に「湧別町子どもの読書活動推進計画」を策定しました。この度、令和4年度で計画期間が終了したことから近年の社会状況の変化をふまえ、今後6年間の子どもの読書活動に関する計画として「第2次湧別町子どもの読書活動推進計画」を策定し、家庭、地域、学校、図書館等がそれぞれの立場で、相互に連携し、子どもの読書活動施策の充実に取り組みます。

2 計画の対象

この計画の対象は、0歳前からおおむね18歳とします。また、本町においては、家庭をはじめ、学校、図書館それぞれが互いに連携し、社会全体で子どもの読書活動の推進に取り組むことを目指すため、4つの分野（「家庭、地域」「認定こども園、保育所、児童センター、子育て支援センター」「学校」「図書館」）に分けています。

- 1) 乳幼児期（0歳～6歳）：「本に出会う」
- 2) 小学生期（6歳～12歳）：「本に親しむ」
- 3) 中学生期（12歳～15歳）：「本から学ぶ」
- 4) 高校生期（15歳～18歳）：「本と生きる」

3 計画の期間

令和5年度から令和10年度までの6年間とします。

【注1】子どもの読書活動の推進に関する法律

すべての子どもが自主的に読書活動ができるよう、そのための環境の整備の推進を求める法律。条文は資料ページ（15P）に掲載。

第2章 子どもの読書活動の推進のための方策

1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

家庭は、子どもが最初に読書に出会う場です。読み聞かせを通して親子の温かい人間関係を育むとともに、子どもの精神的な安定感や親への信頼感を養い、基本的な生活習慣や自主性、創造性を培う読書環境が大切です。保護者が子どもの読書活動の大切さを知らない、それを子どもに伝えることはできません。家庭教育支援のひとつとして読書活動の大切さをわかりやすく、保護者に伝えることが必要です。

(1) 現状と課題

湧別町では平成19年度から、子どもが保護者とともに、本と出会う機会を持ち、親子が豊かな時間を過ごす事ができるように4か月児健康診断の場を活用し、ブックスタート事業【注】を行っています。また、図書館では、絵本の定期宅配サービスを通して、来館が難しい家庭へ直接出向き貸出しています。更に保護者が集まるあらゆる機会を活用し、読書の重要性を認識させ、推進する必要があります。

参加利用実績	(人数)				
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
ブックスタート	52	33	41	35	33
ブックスタートプラス	--	35	51	36	50
絵本くらぶ	30	24	25	22	23
読書オリエンテーション	55	56	55	50	50

課題1：就学前児童読書推進プログラムの実施

課題2：読書活動を支える人材の育成

課題3：保護者に対する啓発活動、情報提供の推進

【注2】ブックスタート事業 4か月健診の機会に、赤ちゃんと絵本を開くことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、絵本や読み聞かせのアドバイス集が入ったブックスタートセットをプレゼントする事業。湧別町のブックスタート一式を入れたバッグは、ボランティアグループ「ルピナスの会」の制作した手製バッグが寄贈されている。

(2) 具体的な推進方策・・・アクションプラン

課題	方策	方針
就学前児童読書プログラムの実施 P13のフローチャート参照	ブックスタート事業の継続	4か月児健診時に絵本を2冊配付するとともに、「読書へのきっかけづくり」を実施します。
	絵本くらのびの継続	0歳から3歳児のいる家庭に絵本の宅配貸出を実施しています。家庭での「読書の習慣」を推進します。
	ブックスタートプログラムの継続	健診会場で絵本を1冊プレゼントする事業を実施します。ブックスタートからはじまる読書活動を継続し、「読書の習慣」を目指します。
保護者に対する啓発活動、情報提供の推進	おすすめ本リストの作成と配付	発達段階に合わせた本をピックアップし、わかりやすい紙面づくりを行い、たくさんの本との出会いを提供します。
	図書館デビューの推進	気軽に図書館に来館し、情報を受け取ることが出来る環境整備をします。
	家庭に本のある環境づくり	保護者に子どもの読書活動の大切さを伝え、家庭に本を借りて置いておく「家庭内図書館」活動の推進をします。
読書活動を支える人材の育成	ボランティアの育成	読書活動の推進にはボランティアの協力が大きな役割を果たすことから、関係機関団体と連携しボランティアの育成と活動を支援します。

2 認定こども園・児童センター等における子どもの読書活動の推進

町内には2つの児童センターと、認定こども園が2カ所、保育所・子育て支援センターがそれぞれ1カ所あります。移動図書館車はこの施設全てを定期的に巡回し、読書環境の向上に努めています。各施設では、読書の大切さや楽しさを伝えるとともに、児童の読書活動を推進します。

(1) 現状と課題

子育て支援センターでは、育児学級の際に絵本の読み聞かせを取り入れ、活動しています。

認定こども園、保育所では、移動図書館車の巡回時に年中・年長児童が本を選び、本を借りる体験を指導しているほか、毎日読み聞かせをしています。

児童センターでは、児童クラブの小学生がこども園に行き、読み聞かせを行っています。一般の児童は、配本されている本の中から工作等の実用書を使って、楽しんでいます。

これらの活動によって、読み聞かせを楽しむ姿が見られます。より多くの児童に読書体験をしていただけるように活動を推進する必要があります。



課題1：認定こども園等における読書活動の支援

課題2：子育て支援センターにおける読書活動の支援

課題3：児童センターにおける読書活動の支援

(2) 具体的な推進方策・・・アクションプラン

課題	方策	方針
認定こども園における読書活動の支援	移動図書館車の利用促進	認定こども園と図書館が協議を重ね、利用の活性化を図ります。
	読み聞かせの実施	絵本を活用した体験や遊びを通して、本やことばに親しむ機会を提供します。
	図書館資料の利用	図書館と連携し、紙芝居や大型絵本等の読み聞かせ資料を利用しながら保育活動の内容を豊かにします。
子育て支援センターにおける読書活動の支援	読み聞かせの実施	ボランティアと共に協力体制を整え、本を通じた親子のふれあいの場を提供します。
	図書館資料の利用	図書館と連携し、絵本や保護者のための実用書を揃えた配本コーナーの利用を促進します。
児童センターにおける読書活動の支援	図書館資料の利用	図書館の配本事業と連携し、資料を利用しながら読書活動の内容を豊かにします。
	読み聞かせの実施	絵本を活用した体験や遊びを通して、本やことばに親しむ機会を提供します。
	講座の実施	図書館と連携し、協同事業を行います。

3 学校における子どもの読書活動の推進

小学校では、低学年においては読み聞かせなどにより、本に親しんだり、読書を楽しんだりする時間をつくるのが大切です。子どもは自身の成長とともに、徐々に文章を読むことができるようになり、高学年になると読書力がつき、幅広いジャンルの本に目を向けるようになります。また学級担任などのアドバイスを受けながら、各教科や総合的な学習の時間、特別活動における調べ学習などを通して、目的に合った本を読もうとするようになります。

中学校では、生徒会活動や部活動への参加により、学校での生活時間が長くなるとともに、家庭学習の時間が増加するなど、生活リズムが大きく変化することから、家庭での読書時間が減少する傾向にあります。また、心身が著しく成長し、親に対して反抗期を迎え、親子のコミュニケーションが不足しがちな時期でもあります。中学生期における読書は、自己を見つめ、自己の向上を図るなど、自己の在り方を考えていく上で大きな力になります。

高校生では、視野が広がり、興味・関心が多岐にわたることから、この時期に多くの本を読むことは、人間としての在り方生き方を考えることにつながり、自らの生き方について考え、主体的な進路の選択と決定に影響を与えるとともに、生涯を通じて読書を楽しみ、学び続けていく上で大きな力になります。

(1) 現状と課題

現在、学校図書館は、「読書センター」「学習センター」「情報センター」^[注3]の機能を有し、「心の居場所」としての機能も期待されています。

「朝の読書」や読み聞かせ、学校・地域・家庭との連携による読書指導により、小学校低学年で読書を楽しむ子どもの割合が増えたことは成果の一つです。一方で、スマートフォンやタブレットの普及等により、小学校高学年以上で読書時間が減っていることが課題です。デジタル・ネイティブの子どもたちにとって、読書というスローな営みを豊かに経験させることは、スピーディーなネット社会でバランスよく生きるための大切な営みとなります。また、これからの読書活動では、育成したい資質・能力を意識して取り組むことも大切です。

～学校教育における読書を通して育みたい資質・能力～

- ・読書のよさを理解し、自ら主体的に読書に向かい、読書習慣を確立しようとする態度
- ・読書を通して豊かな言葉の使い手をめざそうとする態度
- ・読書を通して新たな言葉や言葉の使い方を知り、言葉を多様に活用する語彙力
- ・キーワードを用いて本の内容を簡潔にまとめる要約力
- ・本の内容や文脈に即して文章の意味を理解する読解力
- ・目的に応じて情報を収集し、取捨選択したり加工・表現したりする情報活用能力
- ・本の魅力を自らの言葉で伝え合ったり聴き合ったりするコミュニケーション能力

課題1：読書活動の推進

課題2：学校図書館の充実

(2) 具体的な推進方策・・・アクションプラン

課題	方策	方針
読書活動の推進	「朝の読書」 【注1】 の実施	全校での実施を目指します。
	読書への興味付け	読み聞かせ等の活動を通して、学校・ボランティア・司書との協力体制を整えます。
	調べ学習等の活用	様々な授業で、学校図書館や図書館を活用します。
	図書委員活動の充実	委員会活動に携わる事で、広報活動等に努めます。
	移動図書館車の利用促進	学校と図書館が協議を重ね、利用の活性化を図ります。
学校図書館の充実	蔵書の充実	計画的な増書を図り、蔵書の充実に努めます。 図書館と学校図書館を結ぶ蔵書ネットワークの構築計画を検討します。
	環境の整備	レイアウトを工夫し、気軽に利用できるスペース作りを進めます。
	図書館との連携	司書と連携し、運営相談を通して、利用を促進します。

【注3】「読書センター」 児童の読書活動や読書指導の場。

「学習センター」 学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにして理解を深めたりする場。

「情報センター」 児童の情報の収集・選択・活用能力を育成する場。

【注4】「朝の読書」 学校における始業前の一斉読書。

4 図書館における子どもの読書活動の推進

図書館は生涯学習の情報拠点として大きな役割が求められています。図書の貸出だけでなく、各学校など関係機関との連携からボランティアの育成をはじめ図書館が果たすべき役割は多種多様です。今後においても、子どもたちの読書活動の推進拠点として、0歳前から乳幼児、児童・生徒にいたるまで、気軽に足を運べる心地よい居場所となれるよう、魅力ある図書館の運営・読書環境の充実を目指します。

(1) 現状と課題

これまでも子どもたちの読書活動を推進するため、多くの方々に読書活動の振興と普及に携わっていただきました。現在も、各学校・認定こども園・ボランティア・図書館等がそれぞれの特性を生かした読書活動を推進しておりますが、更なる関係機関の連携と協力が不可欠です。近年は、学校でタブレット学習が導入されるなど、インターネットでの情報提供が求められています。しかし、町民のネットサービス利用が乏少なのが現状です。貴重な郷土資料のデジタル化や更なるホームページの向上を目指し、図書館の機能を充実させ、利用者がどこにいても来館者と同様なサービスが受けられるよう努める必要があります。従来の人や紙を介した物理的図書館サービスとデジタル図書館サービスが両立するハイブリッド図書館^[注5]の実施を目指します。

課題1：環境整備

課題2：読書普及活動

【注5】「ハイブリッド」 異質のものの組み合わせ。

(2) 具体的な推進方策・・・アクションプラン

課題	方策	方針
環境整備	児童書の収集整備	子どもたちの読書活動の充実を図るため、優れた児童書を選書・収集します。
	移動図書館車の巡回	各施設に対し、本の団体貸出を行い、学校・家庭での読書活動を推進します。
	司書の配置	図書館が読書推進の拠点としての役割を果たすために、司書や職員の配置充実を目指します。
読書普及活動	子ども読書の日 ^{【注6】} 事業の実施	子どもの読書の大切さを伝えるために、情報発信や啓発活動を行います。
	読書案内の実施	司書による年齢に合った本の紹介や、レファレンスサービス ^{【注7】} 、特別展示などを行い、子どもだけでなく、保護者も対象とした読書を楽しむ機会をつくれます。
	デジタル資料の情報公開	あらゆる場所で、学習に役立つ資料に出会える環境を整えます。

【注6】「子ども読書の日」

「子ども読書の日」は、4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を高めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって制定された。

【注7】レファレンスサービス

調べものの援助サービス

資料

関係施設一覧

施設名	住所	
認定こども園	認定こども園みのり	中湧別中町
	湧別認定こども園	栄町
保育所	芭露保育所	芭露
児童センター	なかよし児童センター	中湧別中町
	湧別児童センター	栄町
子育て支援センター	湧別子育て支援センター	湧別児童センター内
小学校	上湧別小学校	上湧別屯田市街地
	中湧別小学校	中湧別南町
	開盛小学校	開盛
	富美小学校	富美
中学校	上湧別中学校	上湧別屯田市街地
義務教育学校	ゆうべつ学園	錦町
	芭露学園	芭露
高等学校	湧別高等学校	中湧別南町
図書館	中湧別図書館	中湧別中町
	湧別図書館	栄町

【委員名簿】

	氏名	職名	役職	分野
1	宮澤道	委員長	読書アドバイザー	全般
2	内野静香	副委員長	図書館協議会委員	図書館
3	兼田稚子	委員	こども園 園長	認定こども園他
4	秋山康則	委員	湧別小学校 校長	学校
5	三橋裕介	委員	社会教育委員	家庭地域

【事務局】
図書館長 中島 一之
図書館主査 高橋結香梨
図書館主査 北村 公樹

「湧別町子どもの読書活動推進計画」策定の経過について

「湧別町子どもの読書活動推進計画」は、子どもに関係する機関・団体、教育関係者等により構成される「湧別町子どもの読書活動推進委員会」によって検討及び策定されました。

令和 4年 7月 5日 第1回策定会議

8月25日 第2回策定会議

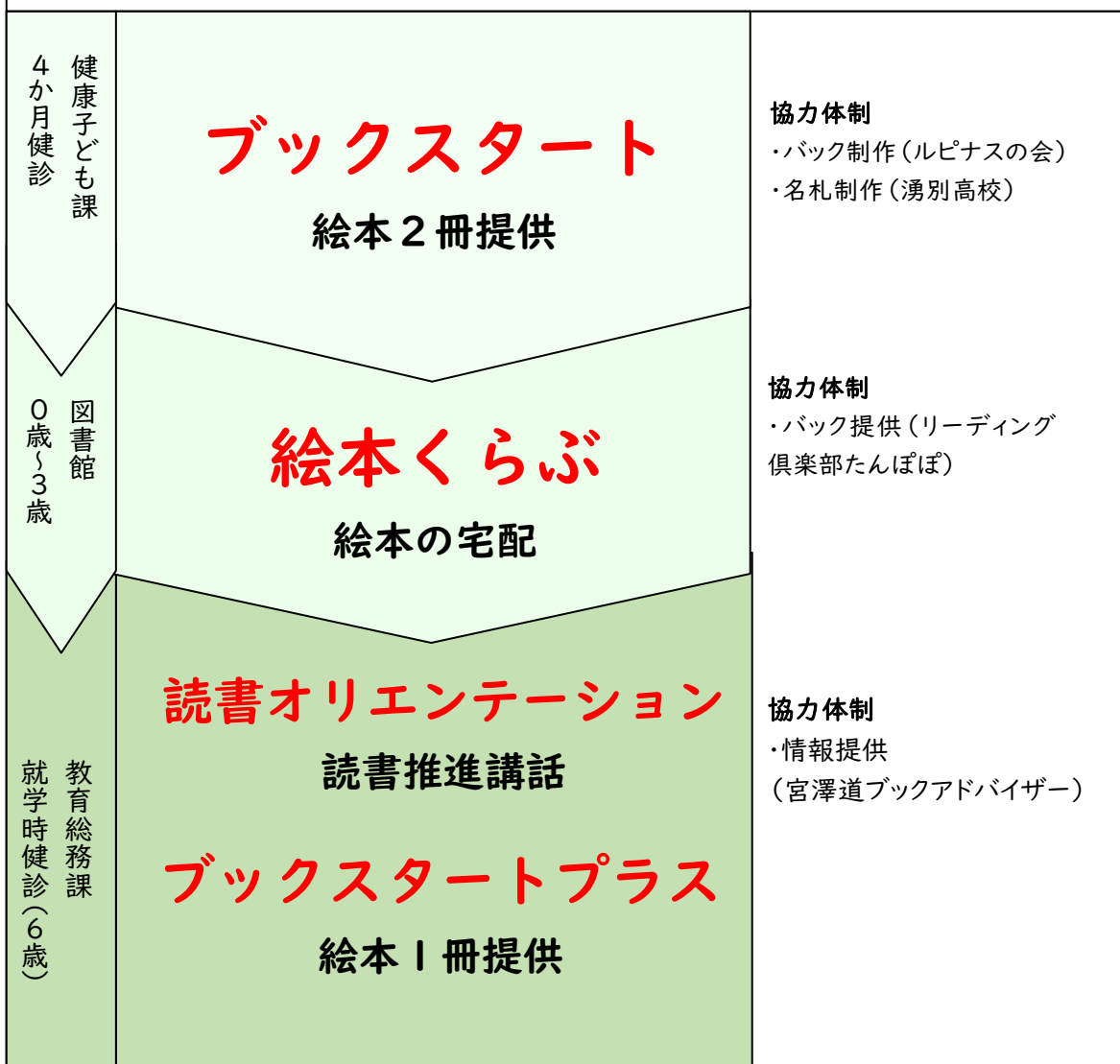
10月 7日 第2回 図書館協議会委員の会議

10月28日 第2回 社会教育委員の会議

令和 5年 1月25日～2月24日 パブリックコメント募集

3月20日 教育委員の会議

就学前児童読書推進プログラム～図書館の継続利用～



就学年齢から 学校支援へ継続

学校図書館支援

- ・ 移動図書館車運行
- ・ 学級配本
- ・ 学校図書館整備事業
- ・ 調べ学習協力

協力体制
・ 読み聞かせ
(リーディング倶楽部たんぽぽ)

湧別町子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、湧別町子どもの読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するに当たり、当該計画の策定に資するため、湧別町子どもの読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) その他推進計画策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 幼児教育関係者及び学校教育関係者
- (2) 社会教育委員
- (3) 図書館協議会委員
- (4) 公募町民
- (5) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から推進計画の策定までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(意見聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見及び説明を聞くことができる。

(報酬)

第8条 委員の報酬は無報酬とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律 (平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

